

公 告

次のとおり一般競争入札に付するので公告する。

平成28年 3月24日

大分県企業局長 日高 雅近

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託業務名 大津留浄水場汚泥脱水ケーキ運搬及び処分業務委託
- (2) 委託期間 契約日から平成29年3月31日まで
- (3) 対象箇所 大分市大字大津留253番地 大津留浄水場

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件をすべて満足する者であること。

- (1) 入札日現在において、大分県又は大分市の産業廃棄物処分業許可を得ている者で、無機汚泥を処理する中間処理施設を設置している者
- (2) 入札日現在において、大分県及び大分市の産業廃棄物収集運搬業許可を得ている者ただし、(1)の中間処理施設を大分市内に設置している者は、大分県の産業廃棄物収集運搬業許可は不要
- (3) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - ②暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - ③暴力団員が役員となっている事業者
 - ④暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - ⑤暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - ⑥暴力団(員)に経済上の利益や便宜を供与している者
 - ⑦役員等が暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ⑧暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合があります。

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館4階
大分県企業局 総務課 契約管財班
電話番号 097-534-1341

4 入札参加条件

2の競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項を満たす者で、かつ、次の条件をすべて満たしている者

- (1) 平成26年度、27年度に大分県内市町村の浄水場汚泥若しくは下水道汚泥又は大分県企業局浄水場汚泥の運搬及び中間処理実績がある者
- (2) 大津留浄水場汚泥脱水ケーキを再生し、製品化できる中間処理施設を設置している者
- (3) 大津留浄水場汚泥脱水ケーキを再生した製品の出荷先が確保できる者

5 契約条項を示す場所及び日時

(1) 場所

上記3に同じ

(2) 日時

平成28年3月24日(木)から同年4月6日(水)まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで

6 入札説明書の交付場所及び日時

(1) 場所

上記3に同じ

(2) 日時

平成28年3月24日(木)から平成28年4月6日(水)午前9時から午後5時まで(日曜日、土曜日及び祝日を除く。)

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 使用通貨 日本国通貨

8 入札参加条件の事前確認のための資料の提出

(1) 提出期限 平成28年4月6日(水)午後5時まで

(2) 提出場所 大分市大手町3丁目1番1号 大分県庁舎新館4階
大分県企業局総務課契約管財班

(3) 提出方法 持参

(4) 提出資料 入札説明書で定める資料

事前確認のための資料の提出がない場合は、この入札に参加できない。

また、事前確認により入札参加条件を満たしていないと認められた者は、この入札に参加できない。

9 入札参加資格確認の通知

8により提出された事前確認の資料に基づく入札参加資格確認については、平成28年4月8日(金)までに、結果を各資料提出者に通知するものとする。

10 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成28年4月11日(月)午前10時00分
- (2) 場 所 大分県大分市大手町3丁目1番1号
大分県庁舎新館4階 大分県企業局入札閲覧室
- (3) 再度入札 開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の8第3項の規定により再度の入札を直ちにその場で行う。

11 入札保証金

- (1) 入札金額(汚泥脱水ケーキ1トンあたりの単価)に年間見込量(t)を乗じて、消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5以上の入札保証金を入札時に納付すること。
入札保証金は現金又は銀行が振り出し若しくは支払い保証した小切手とすること。
- (2) 保険会社と大分県企業局を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、(1)の入札保証金が免除されるので、当該入札保証保険契約書を入札時に提出すること。

12 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次の場合は、契約保証金の全部又は一部の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 過去2年間に国又は都道府県と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したものについて、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札者として資格がない者のした入札
- (2) 競争に際し、不当に価格を引き上げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又その金額に不足のある者のした入札
- (4) 同一の入札に対して二以上の入札をした者のした入札
- (5) 同一の入札に対して二以上の入札者の代理人となった者のした入札
- (6) 入札金額の訂正に訂正印のない入札
- (7) 入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札
- (8) 郵便による入札
- (9) 入札参加条件を満たさない者又は虚偽の申請を行った者のした入札
- (10) 前各号に定めるものを除くほか、契約担当者において特に指定した事項に違反した入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出したのち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申し込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじによる落札決定を行う。この時、当該入札者がくじを引かないときは、本契約に関係のない職員が代わりにくじを引くものとする。

15 その他

- (1) 代理人による入札の場合は委任状を提出すること。
- (2) 入札は所定の様式の入札書によること。
- (3) 詳細は入札説明書による。